

今回の最終報告書（案）は、電波が国民共有の資源であり財産であるとともに有効に利用するための施策として検討されたことに関し十分理解している。しかしながら、基本的に免許不要局に対し一歩踏み込んだ検討をしているが、対象外であったものに対し両論併記として記載されている。

今後の電波有効利用を考えた場合、ある規制の下では、その有効利用にインセンティブが働くとは考えられない。不要局からの利用料の徴収はきわめて課題が大きく、産業界への影響はきわめて大きく、国際的協調にも反するものである。主なる課題を以下に列記する。詳細は本文を参照されたい。

- ① 免許不要局は国民が自由に利用すべきであること。
 - ② 国家戦略の基本方針に逆行すること。
 - ③ 情報家電の普及論への悪影響のみでなく電波利用業界へのダメージが大。
 - ④ 免許不要局に対する利用料徴収は国際的に不整合であること。
 - ⑤ 電波利用料は規制強化策であること。
 - ⑥ 徴収コスト等に関する制度設計が極めて課題が多い。
- など。

住所 〒156- [REDACTED]
東京都世田谷区 [REDACTED]
電話 [REDACTED] FAX [REDACTED]
携帯電話 [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]

「電波有効利用料政策研究会 最終報告書（案）」に関する意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課宛

郵便番号 156- [REDACTED]

住所 東京都世田谷区 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

電波は国民共有の資源であり、有効に利用することは充分認識しており、今後の自動車関連 ITS の進展におけるきわめて重要な財産と考えている。また電波の逼迫状況の中にあつて、電波周波数帯の再配分、有効利用のための規制緩和、新技術開発等々の施策に対し充分理解をし、評価している。

しかし今回の報告書（案）は、基本的に免許不要局の取り扱いに対し、一歩踏み出した議論がなされ、対象外であったものについて、従来の考えを変えた電波利用料徴収の是非が両論併記の形式で記載されている。

自動車の安全、交通流の改善等の ITS 分野において、これから無線技術を応用した自動車運行システム等を展開する上で、その進展を妨げるものになるのではと危惧している。

さらに、電波利用料徴収システム一つを考えただけでも、膨大な費用の流れとそのシステム検討、課題解決への調整が必要であり、一般の「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」における『免許不要局からの利用料徴収』の考え方に反対する。

以下問題点を記載する。

1. 免許不要局は国民が自由に利用すべきである。

免許不要局は小電力で伝搬範囲が狭いことから、車社会でいえば自転車に相当するものと考ええる。免許所有者の乗る自動車はそれなりの責任で、所有者等が、各種税を納入しているが、今回の議論は、自転車に課金制度を導入することについて討議していることと類似である。通常自転車の運転者は、走行に関して社会への弊害も少なく、自らの責任で充分対応できているがゆえに利用料のような課金のシステムは必要ないし、存在もしない。

今回の話題は、使用者、製造者の責任で充分対応可能なシステムに国として規制を強化することであり、規制緩和の時代に整合していない。さらに弱者への課金システムであることから考え、行政の施策として時代の後退である。

2. 国家戦略の基本方針に逆行する行政施策である。

「E-Japan 戦略」は IT 技術を利用し経済の発展のみならず生活環境を取り巻く諸課題を効率的に改善し、経済社会を継続的に発展することを目的としている。自動車社会も ITS 社会の定着を目指し、無線技術を利用した安全な車作りの努力している。そのような環境下において、免許不要の製品の育成、支援を阻害するものである。

官民一体で ITS 社会の到来を努力している中、電波利用料を付加するという考え態が、日本政府の基本方針に反すると共に、発展・普及の阻害要因となることを理解してほしい。

3. 情報家電の普及論のみではなく他業界への影響も大である。

最終報告書（案）では免許不要局であるが、割り当てる周波数帯域で占有型（情報家電専用帯域）となるものには負担を求めるものが適当との見解を示されているが、情報家電の分野のみでなく、他の事業分野でも製品の信頼性より、同様の論議がある。今後新しい分野の製品創出に枠をはめるような論議は、経済社会の発展に足枷となると共に、国民にとって不利益を強いられることとなる。

4. 電波利用料を徴収している国はない。

米欧等の諸外国においても、小電力無線局からの電波利用料を徴収していない。このような制度は国際的に特異なものであり、国際社会で活動する日本として大きな課題となりうる。国際的な見識の上で制度運用をしてもらいたい。

5. 電波利用料の用途を拡大すべきではない。

今回の電波利用料の見直しに当たっては、電波利用料の用途拡大として新たな研究開発費、デジタルデバイドの解消の費用等に充当されているが、国民の真にニーズに照らし合わせると共に、研究開発にかかわる官民の役割負担を慎重に考慮し、用途範囲の拡大を要旨にすべきではない。

6. 電波利用料は、規制強化である。

今回の利用料の賦課は、広い意味での規制強化であり、本来の免許不要局制度の考えに反することである。あわせて民間事業発展の阻害の恐れがある。

自動車分野はまさに多重放送ならぬ多重税の状況であり、この上に、電波利用料が追加されることになれば、極めて遺憾な状況に陥ることになる。

電波の逼迫を理由に、全体の利用者が多くなってきた事実から無理やり理屈付けし、過去利用料を徴収していない免許不要局に対し、ユーザーとしての理屈付けをし、取れるところから電波利用料を徴収するという場当たりの行政施策としか理解できない。

7. 徴収コスト等に課題が山積している。

免許不要局からの徴収に関して、海外製品も含め制度の確立(金額含む)をはじめ、どのような徴収システムを創設し、如何に徴収するか等運用に関する課題は極めて多い。制度を含めた維持管理費等考えると膨大な費用が必要であり、国としてどの様に考えているのか極めて不透明である。